

東日本大震災財特法における措置 (①施設整備関係)

平成23年5月2日
内閣府防災担当

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助

(1) 公共土木関係等

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
水道施設	3	水道法	8/10 ~ 9/10	厚生労働省
工業用水道施設	3	工業用水道事業法		経済産業省
改良住宅等	3	住宅地区改良法		国土交通省
交通安全施設等	3	警察法 交通安全施設等整備 事業推進法		警察庁
都市施設	3	都市計画法		国土交通省
廃棄物処理施設	3	廃掃法		環境省
集落排水施設	3	—		農林水産省

(2) 社会福祉施設等関係

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
老人福祉施設等	48	老人福祉法	2/3	厚生労働省
地域包括支援センター・介護老人保健施設	48	介護保険法	地域包括支援センター 2/3 介護老人保健施設 1/2	厚生労働省
障害者支援施設等	48	障害者自立支援法	2/3	厚生労働省
社会事業授産施設	48	社会福祉法	2/3	厚生労働省
身体障害者社会参加支援施設	48	身体障害者福祉法	2/3	厚生労働省

(3) 公共施設

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
警察施設	4	警察法	2/3	警察庁
市町村の仮庁舎等	6	—	2/3	総務省
消防施設	7	消防施設強化促進法	2/3	総務省
保健所	44	地域保健法	2/3	厚生労働省
火葬場	45	墓理法	2/3	厚生労働省
公的医療機関	46	医療法 精神保健福祉法	2/3	厚生労働省
と畜場	47	と畜場法	2/3	厚生労働省
中央卸売市場	106	卸売市場法	2/3	農林水産省

(4) 民間施設

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
民間医療機関(救急医療等、精神科病院)	46	医療法 精神保健福祉法	1/2	厚生労働省

(5) その他インフラ等

項目	条	現行制度の根拠法	補助率等	所管省庁
宮城県フェリー埠頭公社の管理する岸壁等	135	—	無利子貸付	国土交通省
仙台空港の滑走路等	136	空港法	85/100	国土交通省
仙台空港旅客ターミナルビル	137	—	県に対する無利子貸付	国土交通省
災害廃棄物処理 (ガレキ処理)	139	廃掃法	1/2 ~ 8/10 ~ 9/10	環境省

東日本大震災財特法における措置（②地方債及び金融支援）

2. 被災者等に対する特別の助成措置

(1) 地方債の特例等

項目	条	特例の内容	所管省庁
歳入欠かん債及び災害対策債の発行可能年度の特例	8	23年度以降も発行可能(期限は政令で定める)(国が財政融資資金で引受け)	総務省
地方債の特例	9	地方税法改正法等の施行による地方税等の減収額を埋めるための地方債の発行を可能とした上で基準財政収入額の算定方法の特例を設ける。(国が財政融資資金で引受け)	総務省
基準財政収入額の算定方法の特例	10		

(2) 農林漁業者、中小企業者等への金融支援

項目	条	財特法特例	所管省庁
一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	34	一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	財務省 農林水産省
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の積立金の特例	35	積立金の年度途中での取崩しを可能とする	財務省 農林水産省
日本政策投資銀行の危機対応業務に備えた財務基盤強化	36	政府からの出資期間の延長(3年間) 交付国債の交付・償還・返還期間の延長(3年間)	財務省
災害援護資金の償還期間の延長等	103	償還期間 13年以内 貸付利率 無利子(保証人を立てない場合は1.5%)	厚生労働省
中小漁業融資保証保険の填補率引上げ	109	保証保険・融資保険の填補率 9/10	農林水産省
農業改良資金の償還期間等の延長	110	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
農業近代化資金の償還期間等の延長	111	償還期間 23年以内 据置期間 10年以内	農林水産省
農業信用保証保険の填補率引上げ	112	保証保険・融資保険の填補率 9/10	農林水産省
漁業近代化資金の償還期間等の延長	113	償還期間 23年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
林業・木材産業改善資金の償還期間等の延長	114	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
沿岸漁業改善資金の償還期間等の延長	115	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
林業経営基盤強化法に関する資金の償還期間等の延長	116	償還期間 58年以内 据置期間 38年以内	農林水産省
担い手育成農地集積資金の償還期間等の延長	117	償還期間 28年以内 据置期間 13年以内	農林水産省
就農支援資金の償還期間等の延長	118	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
林業労働力確保促進法に関する資金の償還期間の延長	119	償還期間 18年以内	農林水産省
持続性の高い農業生産方式導入促進法による資金の償還期間の延長	120	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
日本政策金融公庫による農林漁業者等に対する貸付の償還期間等の延長	121	償還期間・据置期間を各々3年間延長	農林水産省
中小企業者と農林漁業者との連携促進法による資金の償還期間等の延長	122	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進法による資金の償還期間等の延長	123	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
米穀の新用途への利用促進法による資金の償還期間等の延長	124	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
公共建築物等における木材の利用促進法による資金の償還期間の延長	125	償還期間 15年以内	農林水産省
地域資源活用による新事業創出及び地域の農林水産物の利用促進法による資金の償還期間等の延長	126	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
中小企業信用保険法の特例	128	保険価額限度 普通:2億円 無担保:8千万 小口:1250万 (一般保証とは別枠) 填補率 普通、無担保、小口とも9割	経済産業省
小企業設備導入資金助成法による資金の償還期間延長	129	償還期間 9年以内	経済産業省
中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等	130～ 132	工場、事業場、周辺施設の整備、貸与	経済産業省
商工中金の危機対応業務に備えた政府出資の期限延長	133	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限:26年度末まで	経済産業省
住宅金融支援機構による融資(宅地被害)	138	宅地のみをの被害を対象とする融資の追加	国土交通省

東日本大震災財特法における措置（③社会保険関係）

(3) 社会保険関係

項目	条	特例の内容	所管省庁
恩給法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	11	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
一般職の職員の給与に関する法律の適用の特例	12	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	総務省 人事院
国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	13	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省 人事院
国家公務員退職手当法の適用の特例	14	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地共済法の退職共済年金の決定の特例	15	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	総務省
地共済法の入院時食事療養費の額の特例	16	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の入院時生活療養費の額の特例	17	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の保険外併用療養費の額の特例	18	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の療養費の額の特例	19	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の家族療養費の額の特例	20	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の死亡に係る給付の特例	21	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地共済法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の特例	22	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の特例	23	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の特例	25	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
国共済法の退職共済年金の決定の特例	26	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	財務省
国共済法の入院時食事療養費の額の特例	27	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の入院時生活療養費の額の特例	28	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の保険外併用療養費の額の特例	29	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の療養費の額の特例	30	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の家族療養費の額の特例	31	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の死亡に係る給付の特例	32	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
国共済法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の特例	33	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
私学共済法の標準給与の改定の特例	38	給与に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	文部科学省
国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用	39	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	文部科学省
国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用	40	自己負担を免除し、全額支給	文部科学省
国共済法の死亡に係る給付の特例に関する規定の準用	41	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	文部科学省
私学共済法の掛金の免除の特例	42	災害地域における私立学校において、教職員に対する給与の支払いに著しい支障が生じている場合、私学共済の掛金（介護保険の第二号保険料を含む）の免除ができることとする。	文部科学省
健康保険の標準報酬月額改定の特例等	49	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	厚生労働省
健康保険の入院時食事療養費の額の特例	50	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の入院時生活療養費の額の特例	51	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の保険外併用療養費の額の特例	52	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の療養費の額の特例	53	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の家族療養費の額の特例	54	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省

項目	条	特例の内容	所管省庁
健康保険の日雇特例被保険者に係る特例	55	50条～54条の規定について、日雇特例被保険者に準用する。	厚生労働省
健康保険の特別療養費の額の特例	56	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の保険料の免除の特例	57	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	厚生労働省
健康保険における国庫補助の特例	58	全国健康保険協会の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
船員保険の標準報酬月額の変動の特例等	59	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	厚生労働省
船員保険法等の死亡に係る給付の特例	60	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
船員保険の入院時食事療養費の額の特例	61	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の入院時生活療養費の額の特例	62	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の保険外併用療養費の額の特例	63	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の療養費の額の特例	64	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の家族療養費の額の特例	65	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の保険料の免除の特例	66	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、船員保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	厚生労働省
国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例	67	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例	68	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例	69	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の療養費の額の特例	70	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の特別療養費の額の特例	71	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険における国の負担等の特例	72	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例	73	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例	74	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例	75	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の療養費の額の特例	76	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の特別療養費の額の特例	77	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療における国の負担等の特例	78	後期高齢者医療広域連合の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	79	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例	80	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
労働保険の保険料の免除の特例	81	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合、労働保険料の免除ができることとする。	厚生労働省
雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例	82	更に60日分の個別延長給付を支給する(最大120日)。	厚生労働省
石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	83	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例	84	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合、一般拠出金の免除ができることとする。	厚生労働省
障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例	85	都道府県等の災害減免の適用に伴う障害児施設給付費の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	厚生労働省
指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助	86	都道府県等は指定知的障害児施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	厚生労働省
介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例	87	市町村の災害減免の適用に伴う介護給付費等の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	厚生労働省

項目	条	特例の内容	所管省庁
指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助	88	市町村は指定障害者支援施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	厚生労働省
介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例	89	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分について国庫補助を行う。	厚生労働省
介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助	90	介護保険施設等における食費及び居住費等の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助	91	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費に関する補助	92	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る遺族年金等の支給に関する規定の特例	93	行方不明者の生死が3月間不明の場合、遺族年金等の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
厚生年金保険の標準報酬月額の変改の特例	94	報酬の著しい高低があった月から標準給与を改定できることとする。	厚生労働省
厚生年金保険の保険料の免除の特例	95	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。	厚生労働省
老齢厚生年金の裁定の特例	96	特別支給の老齢厚生年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	厚生労働省
厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	97	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
老齢基礎年金の裁定の特例	98	特別支給の老齢厚生年金受給者等について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	厚生労働省
国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	99	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例	100	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例	101	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
子ども手当の拠出金の免除の特例	102	厚生年金保険料等が免除された場合、拠出金の納付義務を免除する。	厚生労働省
農林漁業団体共済の死亡に係る給付の特例	107	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	農林水産省
農業者年金の保険料の免除等の特例等	108	被保険者からの申し出に応じて、保険料を免除する。 行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡一時金の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	農林水産省
公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の特例	140	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	環境省
防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例	141	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	防衛省
自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例	142	食事療養標準負担額等の免除	防衛省